

令和3年8月23日
事務連絡

都道府県薬剤師会
アンチ・ドーピング御担当者様

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
事務局長 綾部 吉也
< 公 印 省 略 >

競技会場等で静脈内注入および/又は静脈注射を行う際の注意について

平素よりアンチ・ドーピング活動にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、第32回オリンピック競技大会(2020/東京)の開催期間中に、世界アンチ・ドーピング規程禁止表国際基準(以下、禁止表)の禁止方法『M2 化学的および物理的操作 2.静脈内注入および/又は静脈注射』について世界アンチ・ドーピング機構(以下、WADA)の見解が示されましたので、別紙のとおりご案内致します。

本内容につきましては、医師をはじめとした医療関係者、アスリートおよび関係各位にご周知くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大状況のお忙しい中恐縮ではございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- ・ 競技会場等で静脈内注入および/又は静脈注射を行う際の注意と TUE：別紙1

以上

<本件に関するお問合せ>

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

お問合せフォーム：

<https://www.playtruejapan.org/form/index.html>

担当：結果管理・サイエンス部サイエンスグループ

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事務局/在宅勤務を併用しておりますので、お手数をおかけ致しますが、お問合せフォームをご利用ください。

競技会場等で静脈内注入および/又は静脈注射を行う際の注意と TUE

禁止表の以下の太字部分について、WADA より見解が示されました。

2021 年禁止表国際基準 禁止方法

M2. 化学的および物理的操作

(原文)

2. Intravenous infusions and/or injections of more than a total of 100 mL per 12-hour period **except for those legitimately received in the course of hospital treatments**, surgical procedures or clinical diagnostic investigations.

(日本語訳)

2. 静脈内注入および/又は静脈注射で、12 時間あたり計 100 mL を超える場合は禁止される。但し、入院設備を有する**医療機関での治療およびその受診過程**、外科手術、又は臨床検査のそれぞれの過程において正当に受ける場合は除く。

[WADA の見解]

“In the course of hospital treatment” の処置の起点となる状況は、救急車内で静脈内注入および/又は静脈注射の処置を開始した場合のみが対象となる。

したがって、競技会場等で静脈内注入および/又は静脈注射を開始した場合は、引き続いて病院に搬送されたとしても遡及的 TUE 申請が必要です。

[アスリートに求められる対応]

- ・競技会場の医務室で静脈内注入および/又は静脈注射を開始し、病院へ移動した場合であっても、速やかに遡及的 TUE 申請を行う。
- ・遡及的 TUE 申請時に、静脈内注入および/又は静脈注射を要する状況であったことを証明する医療情報を添付すること。

以上